

## 裁 決 書

審査請求人 ●● ●●

処分庁 熱海市長

上記審査請求人が令和3年11月18日付けで提起した、熱海市情報公開条例（平成10年熱海市条例第2号。以下「条例」という。）第8条に基づく公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却とする。

### 事案の概要

- 1 令和3年7月27日、審査請求人は、処分庁に対し、条例第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。  
「熱海市土石流の基点付近にあった盛り土につき、  
(1) 神奈川県小田原市の不動産会社が2007年（平成19年）3月に熱海市に届け出た計画書  
(2) 盛土業者や土地所有者に対し、土砂を撤去するようにした行政指導があれば、その内容がわかる資料  
(3) その他、土石流が起きるまでに熱海市がとった措置がわかる一切の情報」  
（以下「本件開示請求文書」という。）
- 2 令和3年8月11日、処分庁は、本件開示請求文書の外に多数の開示請求

- が集中したことを理由に、本件開示請求文書の開示・不開示の審理を終えた部分の開示期限を、令和3年9月10日とし、残りの公文書について開示期限を令和3年10月15日とする開示決定等期間特例延長通知を発出した。
- 3 令和3年9月10日、処分庁は、期日までに審理を終えていないことを理由に公文書不開示決定を行った。
  - 4 令和3年10月15日、処分庁は、本件開示請求文書の審理を終え、本件処分を行った。
  - 5 令和3年11月19日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。
  - 6 令和3年12月24日、審査庁は、条例第20条の規定に基づき、熱海市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
  - 7 令和4年1月28日、処分庁は、審査会に対し意見書を提出した。
  - 8 令和4年2月14日、審査会は、審査請求人に対し意見書及び口頭意見陳述申立書の提出を依頼したが、審査請求人からは、意見書の提出も口頭意見陳述の申し出もなかった。
  - 9 令和4年8月30日、審査会は、本件処分を妥当とする答申をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように主張し、処分庁が、熱海市指令経総第127号令和3年10月15日付けでした本件処分の取消しを求めている。

本件処分は、開示しないこととした部分にかかる根拠規定及び当該規定適用した理由に記載された「根拠規定、当該規定を適用した理由」欄に記載の各条項に該当しないものであるにもかかわらず、非公開とした違法な処分であるから取り消されるべきである。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、次のように主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

###### (1) 条例第7条第2号の規定により不開示とした部分について

条例第7条第2号の規定により不開示とした部分は、公務員以外の個

人氏名、地番、車のナンバー、人物の肖像その他の記述等により特定の個人を識別することができる部分であり、いずれも個人識別性を有しており「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」に該当する。また、条例第7条第2号アからウまでのいずれにも該当しない。

(2) 条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示とした部分について

条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示とした部分は、公務員の職、氏名、印影、係名、係の電話番号、決裁区分であり、本号ウただし書を適用した理由については、公務員の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるためである。当該個人が公務員等である場合、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、条例第7条第2号ウ本文の規定により開示されるものであるが、本件開示請求は、令和3年7月3日に熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害（以下「本件災害」という。）に関わる公文書の開示請求であり、刑事告訴が受理され、民事訴訟が提起されている中で、当該部分を開示することにより、憶測や不確かな情報により、公務員個人に対する非難や誹謗中傷を招くおそれがあることは容易に推測でき、当該個人の正常な生活が脅かされる結果となる蓋然性が高いと認められる。

よって、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合であると認められ、条例第7条第2号ウただし書に該当する。

(3) 条例第7条第3号の規定により不開示とした部分について

条例第7条第3号の規定により不開示とした部分は、法人の名称、所在地、代表者氏名、法人の印影、電話番号であり、本号を適用した理由については、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためである。

本件開示請求は、本件災害に関わる公文書の開示請求であり、当該部分を開示することにより、憶測や不確かな情報により、当該法人の信用や、社会的評価の低下を招くおそれがあることは容易に推測でき、当該法人の正当な利益を害するおそれを有する蓋然性が高いと認められる。

よって、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第3号の規定に該当する。

#### (4) 条例第7条第6号の規定により不開示とした部分について

条例第7条第6号の規定により不開示とした部分は、条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示とした部分と同一であり、公務員の職、氏名、印影、係名、係の電話番号、決裁区分である。本号を適用した理由については、市の機関の事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

条例第7条第6号の規定により不開示とした部分を開示した場合、公務員個人に対する非難や誹謗中傷を招くおそれがあることは容易に推測でき、当該個人の正常な生活が脅かされる結果となる蓋然性が高く、また、現在、熱海市や静岡県で行っている本件災害に係る行政手続の検証に関し、当該公務員から協力を得難くなるなど、事務が迅速に、円滑に進行しなくなる相当の蓋然性が認められると考えられる。

よって、市の機関の事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第6号の規定に該当する。

## 理 由

### 1 審査会の判断

本件処分において適用した条例各条項の該当性について審査会の判断は次のとおりである。

#### (1) 条例第7条第2号本文の該当性について

#### ア 条例第7条第2号本文の解釈

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報とすることを定めたものである。

ここでいう、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報とされている。

#### イ 不開示部分の該当性についての判断

本審査会において、実施機関が条例第7条第2号本文の規定に基づき不開示とした箇所を見分したところ、当該箇所は、公務員以外の個人の氏名、地番、車のナンバー、人物の肖像その他の記述等により特定の個人を識別することができる部分であり、いずれも個人識別性を有することが確認された。

また、その内容及び性質から条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

よって、実施機関が不開示とした部分は、条例第7条第2号本文の不開示事由に該当するものとして、不開示とすべきである。

### (2) 条例第7条第2号ウただし書の該当性について

#### ア 条例第7条第2号ウの解釈

条例第7条第2号ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を不開示情報から除くことを定めており、条例第7条第2号ウただし書は、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を不開示情報とすることを定めたものである。

公務員の職務遂行に係る情報は、当該公務員の個人情報でもあるが職務に関する説明責任を全うし公正で透明な市政を推進する観点から、公務員の職務遂行に係る情報のうち公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、不開示とする個人情報から除外するものとされている。

ただし、当該公務員の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員の氏名に係る部分は、不開示情報とすることとされている。

ここでいう、「公務員の氏名に係る情報を公にすることにより当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」とは、氏名を公にすることによって、当該公務員が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがある場合等の当該公務員個人の権利利益を不当に害することがある場合とされている。

この場合において、「不当」であるかどうかは、当該公務員が有する職務権限、職務遂行の内容等に照らして判断することとなる。

なお、職に関する情報は、その職務遂行に係る情報と不可分の要素であることから、特定の公務員を識別できる場合であっても、開示の対象とされている。

#### イ 不開示部分の該当性についての判断

本審査会において、実施機関が条例第7条第2号ウただし書の規定に基づき不開示とした箇所を見分したところ、当該箇所は、公務員の職、氏名、印影、係名、係の電話番号、決裁区分であることが確認された。

実施機関は、本件開示請求が、本件災害に関わる公文書の開示請求であり、訴訟が提起されている中で、当該部分を開示した場合、憶測や不確かな情報により、公務員個人に対する非難や誹謗中傷を招くおそれがあり、当該個人の正常な生活が脅かされる結果となる蓋然性が高いと主張する。

訴訟が提起されている状況や報道等の状況を鑑みると、本件災害に関する公文書について、公務員の氏名等を公にした場合、当該職員が非違行為に関与し、若しくは行った、又はその疑いが濃厚であると誤認されるとともに、公務員としての資質に疑いを持たれるといった具体的なおそれを有し、当該職員個人の権利利益を不当に害することとなると認められる。

よって、氏名を公にすることによって、当該公務員が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがある蓋然性を有すると認められ、公務員の氏名、印影といった、公務員の氏名に係る部分を不開示とする実施機関の判断は、妥当である。

他方、公務員の職、係名、係の電話番号、決裁区分については、公務員の職に関する情報であり、条例第7条第2号ウただし書の規定には該当しない。

しかし、公務員の職、係名、係の電話番号、決裁区分については、条例第7条第6号の規定を重疊的に適用していると実施機関は説明する。

したがって、公務員の職、係名、係の電話番号、決裁区分については、条例第7条第6号の該当性によって、判断することとする。

### (3) 条例第7条第3号の該当性について

#### ア 条例第7条第3号の解釈

条例第7条第3号は、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報とすることを定めたものである。

ここでいう、「公にすることにより、当該法人の権利利益を侵害するおそれ」があるかどうかは、法人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとされている。

#### イ 不開示部分の該当性についての判断

本審査会において、実施機関が条例第7条第3号の規定に基づき不開示とした箇所を見分したところ、当該箇所は、法人の名称、所在地、代表者氏名、法人の印影、電話番号であることが確認された。

実施機関は、本件開示請求は、本件災害に関わる公文書の開示請求であり、当該部分を開示した場合、憶測や不確かな情報により、当該法人の信用や、社会的評価の低下を招くおそれがあり、当該法人の正当な利益を害するおそれを有する蓋然性が高いと主張する。

神奈川県小田原市の不動産会社が熱海市に届け出た計画書、行政指導等の熱海市がとった措置についての公文書とは、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）に基づく計画の届出や当該条例の適正な運用のために熱海市が実施した行政指導等であった。なお、静岡県土採取等規制条例には、条例の規定に違反した者に対する公表の規定はない。

本件災害について、訴訟が提起されている状況や報道等の状況を鑑みると、計画書、行政指導等に記載されている法人の名称等の情報を公にした場合、当該法人が非違行為を行った、又はその疑いが濃厚であるといった憶測による不確かな情報により、当該法人の信用や社会的評価の低下を招くおそれがあること、また、該当公文書の根拠条例に公表規定がない中で、行政指導等についての公文書を公表することは、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって公にすることにより、当該法人の権利利益を侵害するおそれがある蓋然性を有すると認められ、法人の名称、所在地、代表者氏名、法人の印影、電話番号に係る部分を不開示とする実施機関の判断は、妥当である。

#### (4) 条例第7条第6号の該当性について

##### ア 条例第7条第6号の解釈

条例第7条第6号本文は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示



情報とすることを定めたものである。

ここでいう、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、「適正」とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。従って、「支障」の程度は、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

#### イ 不開示部分の該当性についての判断

本審査会において、実施機関が条例第7条第6号の規定に基づき不開示とした箇所を見分したところ、当該箇所は、公務員の職、氏名、印影、係名、係の電話番号、決裁区分であることが確認された。

また、実施機関によると、当該箇所は、条例第7条第2号ウただし書の規定により不開示とした部分と同一とのことである。公務員の氏名、印影については、第4の1(2)イで述べたとおり、不開示が妥当であることから、公務員の職、係名、係の電話番号、決裁区分についての不開示の妥当性を判断することとする。

公務員の職、係名、係の電話番号、決裁区分については、本件開示請求が、本件災害に関わる公文書の開示請求であり、訴訟が提起されている状況や報道等による注目度を鑑みれば、当該部分を開示することにより、本件災害の関係者のみならず、関心のある第三者からも、憶測や不確かな情報により、窓口や電話での問い合わせが殺到することは容易に推測でき、当該問い合わせへの対応により、本来の事務又は事業の遂行に支障が生ずる蓋然性が高いと認められる。

よって、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められ、条例第7条第6号に該当し、不開示が妥当である。

## 2 審査庁の判断

審査庁においても、審査会と同様の理由により、処分庁が決定した処分は条例第7条各号に該当しているため、不開示と判断する。

## 結 論

以上のとおり、本件審査請求に対する実施機関の判断は、審査会の答申を尊重し、審査会の判断と同様の理由により、主文のとおり裁決する。

令和4年11月10日

熱海市長 齊 藤 栄

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として（訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。